

# 国際法が拘束力をもつ理由に関する学説の分析と批判

—国際法学の出発点で終着駅—

田 村 幸 策

## 目 次

序 説	第一章 共同合意説	第二章 基本的権利説
	第一節 条約國際法	第一節 ケルゼンの否定説
	第二節 慣習國際法	第二節 ブライアリーの批判
		第三節 ウェストレークの反対論
	第四節 条件付肯定説	

## 序 説

一 世界の平和と秩序を保持する基礎的支柱の一として、国際法の権威を樹立する必要性を、世界的に認識し、これを世界的制度にしたものが国連憲章であつて、その前文に国連創立の目的の一として、「条約その他国際法の源泉から発生する義務を尊重する条件を樹立する」ことをかかげ、更に第一三條において「国際法の漸進的発達と、法典

国際法が拘束力をもつ理由に関する学説の分析と批判

化を奨励する」ため、「研究を発議し、その勧告」を行うことを、国連総会そのものの義務と規定している。総会はこの義務を履行するため、世界の権威ある国際法学者をもつて構成する「国際法委員会」を設置し、その委員会における研究の結果として、既に多数当事国条約の形式によって、「海」に関するもの四、「国籍」に関するもの一、「外交使節」に関するもの二、「領事官」に関するもの一、「特別使節」に関するもの一、「条約」に関するもの一が成立している。しかしこれらの法典化された諸条約には「未調印国」が多く、「未批准国」も少くないため、予期の成果をあげえない不満足な現状にある。

二　国際法はそれが破られた場合にのみその存在が世間の注目を引き、それが各国外務省の外交交渉において、絶えず静かに守られつつある部面が知らされていないため、大衆から法の資格を疑問視され、または否認されること今日なおその跡を断たない。しかし法が破られるため法たる資格を失うものとすれば、毎日いな毎時間、その違反が繰返されつつある刑法すら、法たる資格を奪わなければならぬ。法にいかなる定義を与えるにせよ、典型的な法たる刑法の法的資格を争うことは不可能である。違反者の出現が頻繁であればあるほど、刑法の存在はますます痛切に要求され、その存在価値が昂揚されねばならないはずである。刑法のごとき強力な執行機関をもつ国内法ですら、なおかつそんな状態だとすると、全然そんな機関をもたない国際法に違反者の出現は不可避と諦めざるをえまい。

オースティンが国際法に「法」の名称を拒否し、これを「実定的国際道徳」と呼んだのは一四〇年以前のことである。しかしこれはかれが与えた実定法の定義に国際法が合致しないためであった。昨年他界したケルゼンは「国際法は国内法が法たると同一意味において法である。但しそれには一国の他国に対する武力の行使を、原則として、制裁または不法行為と解釈しうることを条件とする」とある。

現在の国際法は約四百年の歴史をもち、しかもその若干のルールはそれよりも遙か昔に遡っているが、国家がかれら相互の関係において、組織的に順守しなければならないルールを、科学の特殊部門として、人類が研究を始め、これを倫理道徳のルールでなく、法のルールとして取扱うことになったのは、一六世紀からである。事実、近代国際法の起源は中世と近代との分界線を構成する、ヨーロッパにおける偉大な政治的変革の結果の一であつて、西欧のキリスト教国に生れ、そこに育ち、一八世紀アメリカの独立によつて西半球に拡大され、一九世紀になつて異教徒たるトルコが、一八五六年のパリ条約で「ヨーロッパの公法」と協商（コンサート）の有利な地位に参加を許され、次いで異教徒たる日本が一八九九年「完全な独立の主権国としての地位が確保された」（マッキンレー大統領の教書）。これは日本が不平等条約を改正して、対等条約を結んだ時期を指したものだが、実はそれ以前、日本は普仏戦争に中立宣言を行い、ジユネーブ条約に加盟し、海上法に関するパリ宣言を受諾し、日清戦争時発布した捕獲審査所法は、主として英独のそれに倣い、ホーランド教授、ラッシングトン卿、国際法学会の決議、フランス海軍の訓令を採用している。ジョン・バセット・ムアーによると「国家は内部の發達によつて主権を獲得する。かかる發展の顕著な事例は日本のそれだ」と説明している。

しかるに第二次世界大戦の結果、暗黒大陸アフリカには、一挙に四〇カ国的新興国が勃然と簇出し、また古い文化をもつアジア大陸にも、植民地の地位を脱却した、ほぼ同数の独立国が出現し、国際社会は人類がその存在を意識した一六世紀以来、未曾有の盛況と複雑性を迎えるに至つている。

国際法の歴史や性格を真剣に考えたことのない多くの人たちにとって、国際法は今日なおゴマカシものに見えるかも知れないが、一方には国連憲章のごとく包括的な国際法典をつくれば、各国は平和に共存できると考える者もあ

る。どちらが冷笑家で、どちらが生ぬりの知識人かは判らないが、両者に共通な誤りは、国際法はそれに関係ある複雑な事実を探究する労を払わなくとも、誰にも直感的に、それに関する意見を立てうる題目だとみなしていることである。必ずしも専門の国際法学者のみが意見をのべうる権利をもつ神秘的な學問という意味ではないが、若干の真剣な思索なくして、国際法の現在の価値や将来の展望に対する合理的な評価は不可能である。

そこで問題はなぜ今更筆者をして、国際法学の出発点たる国際法の拘束力の理由の再探検をさせるに至ったかの動機であるが、それに対する回答は、本年六月二〇日から八月一九日まで一〇週間にわたって、カラカスに開かれた国連第三回海洋法會議の「革命的性格」であり、特にこの会議に対する「中国政府の態度」であった。それは第一次大戦後にソヴィエト政府が現われ、「国際法は階級法」（ペシューカニスの説）だとか、「社会主義国際法と資本主義国際法との共存」（コローヴィンの説）だとか、さけばれた当時を想起せしむるものがあつたために外ならない。

地球表面の三分の一を占める陸地は、現在一四四の独立国に分割され、その国境には、東ドイツと西ドイツの「」とく、鉄条網を張廻らすのみならず、壁すら造つて嚴重に守らねばならないものもある。しかしどイツの例は、人類の恥辱であり、世界歴史的一大汚点である。

しかるに地球表面の七〇パーセント（三分の一）を占める海洋は、国際法の許す各国の領海と大陸棚によつて支配される比較的狭い部分を除けば、残りの広大な部分は、公海として三百年の方、人類全体の自由な共同活動の舞台であつた。

しかるに今回のカラカス會議は、その公海を正式に各国の主権または管轄権下に分割せんとする性格をもつ、国際法にとつては眞に「革命的」な企てというの外ない。殊に「陸地の分割」は、戦争その他各民族の実力によつて行わ

れ、現在の国境を形成するに至っているが、来るべき「海洋の分割」は、「主権平等」なる国連憲章の大旆の下に、強大国たると弱小国たることを問わず、一律平等に、合意された一定の原則に従って、平和的に行われざるをえない。

悲劇は、海洋を効果的に利用しうる技術、設備、能力をもたない、特に新興国が国際社会の「大多数」を想起せざるをえない事実にある。イエーリングが「法の目的は平和だが、その手段は闘争である」との言葉を想起せざるをえない。

一方中国政府は機関雑誌「北京周報」（英語、仏語、日本語版が日本で発売）において、一〇週間の全期間を通じ毎週欠かさず、論文、解説または資料としてカラカス会議の記事を掲載している。そのテーマは一貫して現在の海洋国際法は強大国の「霸權主義」擁護の手段だというにあって、過去の第一回海洋法会議では「帝国主義大国は理不尽にも発展途上国の海洋権を制限侵犯せんと百方手を尽し、できうる限り他国の海洋権を狭い範囲に押えようとした。

当時アジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国は約半数しか占めていなかつたため、かれらの多くの合理的主張は採択されなかつた。第二回海洋法会議では超大国は侵略と略奪を容易にするため、領海と漁業水域を一二海里を超えてならないと頑迷に堅持した」と説明し、今回の第三回会議では「領海と漁業水域を制限せんとする超大国の陰謀は実現されなかつた」と声明している。

最後にカラカス会議で中国代表團長柴樹藩が七月二日行つた演説には「本会議の諸問題を一点に集約すると、強大國の海洋に対する支配と独占を打破する必要があるか否か、広範な中小諸國の主権と利益を守る必要があるか否かにある。海洋法自体についても植民地主義、帝国主義、霸權主義を土台にした『旧海洋法制度を完全に改め』、各国の主権を尊重し、各國の經濟的權益を守る公平で合理的な『新海洋法制度』をもつて、これに代置する必要があるか否かである。超大国は永年『公海の自由』を鼓吹し、各國の領海と管轄範囲を一二海里以内に制限し、これを越ゆる」と

を誰にも許さないと頑強に主張してきた。事実、公海の自由とは超大国による『公海の独占』に外ならなかつた。超大国はかれらの軍艦が世界の各海洋を航行するのは剝奪できない合法的権利だとわめきて、二百海里海洋権を堅持する『第三世界の諸国』を一方的行動をとる過激なものだと攻撃した。超大国はまた沿岸国の漁業区域に一二海里を超ゆることを主張する発展途上国を、『技術が立ち遅れ、自國の領海内の資源さえ十分開発できず、海岸から比較的大離れた区域内の資源についてはなおさらだ』と皮肉を浴せ、かかる国は『遠洋漁業国』の合法的権益を全く無視していると非難し、発展途上国の海洋権擁護に反対しながら、突然態度を改め、『一百海里の經濟水域』を承認するボーグスをとつたが、それには制約条件があつて、沿岸国には『漁獲優先権』しか与えないとの昔の言い草を繰返している。歴史は発展し、人民は前進する。いかなる力も阻みえない。第三世界諸国が提出した一百海里海洋権の正義の主張は、旧海洋法制度の束縛を突破し、超大国の覇権主義の氣勢を殺ぎ、各国の正当な権益を守り超大国の覇権主義と強権政治に反対する輝しい旗印を打立てたとのべ、『中国は発展途上の社会主義国で第三世界に属している』のだから、「あくまで発展途上国と同じ立場をもち、各国の主権と民族的経済利益を守る公平で合理的な『新海洋法』制定のためともに努力を払う」と結んでいる。なお超大国とは米ソ両国を指すものと理解されるが、「北京周報」は会議中特に「ソ連社会帝国主義の欺瞞的手口」とか、「海洋問題でもソ修社会帝国主義は第三世界の敵」と題する二つの論文をかかげ、ソ連のみを攻撃している。

# 第一章 共同合意説

## 第一節 条約国際法

国際法は慣習国際法と条約国際法との二種から成っているが、地球上のあらゆる国家を拘束するいわゆる「一般的国際法」は慣習国際法のみであって、条約国際法としては国際連合憲章がその一般的国際法に最も近接している。理由は憲章第二条第六項に「非加盟国」も国際の平和と安全の維持に必要な範囲において、国連憲章の原則に従う行動を「確保」する義務を総会そのものに課しているからである。これら両種の国際法を通じ、それが法としての拘束力をもつ理由に関しては、伝統的に二つの対立する学説がある。その一は国家の「基本的権利理論」(theory of fundamental rights) であつて、その二は「共同合意理論」(theory of common consent) である。

そこでこの共同合意説に最もふさわしい条約国際法の説明から出発すると、条約には二国間の条約と多数国間の条約との二種あるが、いずれも国家間の「意思の合致」すなわち「合意」を文字に表現したもので、当事者に条約所定の権利を与え義務を課す約束を内容とする。しかし合意なるものは、法の有効性に関する法的説明というよりも、むしろ社会学的な説明であつて、何故、そんな合意が、当事者を法的に拘束する力をもつか、の理由を探求する問題が残されてゐる。

ケルゼンによると条約が法的拘束力をもつ理由は、「約束は守らねばならない」(pacta sunt servanda) との「慣習国際法上のルール」にある。国家は条約を結ぶことによって、慣習国際法上の規範たる「条約は守らねばならない」

国際法が拘束力をもつ理由に関する学説の分析と批判

とのルールを適用するのみならず、同時に条約上の権利義務なる国際法上の規範をも創造するのである。「規範」(norm) とはその主観的反射作用が、義務であり権利であるとの、客観的現象をいう。条約が拘束力をもつということは、その条約が当事者に義務と権利を樹立する規範であるということか、または、規範を創造することに外ならないと説いている。

ブライアリーによると条約上の義務が合意によって発生することは明かだが、その義務が法律上の効力をもちうることは、「約束は守らねばならない」との「法の一般的ルール」が根底に存在するがためのみによるべ、グローティウスが単なる合意は法的義務の最終的源泉になりえないと主張した真理の重要性を無視すべきでないと説いている。なおブライアリーは一般的な法の場合と同様に国際法の場合も、われわれは国際法のルールが拘束力をもつ法的説明が不可能になる一点に到達するため、その説明はこれを法の外に求めざるをえないが、それはおそらく道徳の分野であって、道徳と法との間には無視できない連繋があると付言している。

アンジロティは国際社会の存立に不可欠な重要な特殊カテゴリーの「規範」は、国家相互間における暗黙または明示の「合意」(accords) によって樹立されたもので、国家はこれらの合意に従つて一定の方法で行動することに同意したものだと前提し、何故国際条約は守らねばならないかの回答は、「約束は守らねばならない」との「原則」(règle) によって与えられている。すなわち当事者たる国家は約束した方法で相互に行動しなければならない。この原則はそれ以上にはその法的性格を説明しうる他の規範を発見しえない第一次的規範 (norme première) である。従つて法学はこの原則を一つの「仮説」(hypothèse)、または証明しえない「公理」(postula) とみなさなければならぬと主張している。なおアンジロティは条約順守の理由には、「社会学的および政治的見地から、時間と空間とを異

にするに従つて、複雑な利益と要請」との存在することをあげている。

ケンツによるとすべての条約は「約束は守らねばならない」との「慣習的ルール」に密着している。国際条約の拘束力は国内法における契約の拘束力もそうだが、支配的な理論が教えているとはちがつて、その有効性の理由は当事者の「一致した意思」(coinciding will of the parties)にあるのではなく、その一致した意思が法的拘束力をもたらねばならないと規定する「一般的国際法の客観的規範」にあるとの主張である。

オッペンハイムによると条約がなぜ法的拘束力をもつかの理由に関しては今日なお争われている。多くの学者はその拘束力を自然法に発見するが、これを宗教的および道徳的原則に発見する者、更にこれを条約当事国の自己制限に発見する者もある。若干の学者は拘束力を与えるものは当事者の「意思」だとする。しかし正しい回答はおそらく条約が法的に拘束するわけは条約は拘束すると「慣習国際法上のルール」があるからであつて、そのルールの拘束力は最終的には「合意的」なものでもなければ、また必ずしも法的なものでもなく、国際法の「客観的拘束力」という基本的な「仮定」(assumption) だとある。」の説に対しラウターパハートが加えた註釈によると、その「仮定」はしばしば「約束は守らねばならない」との原則の形式で表現されているけれども、それが最善の公式化であるか否かは確実でないと評している。

ラウターパハート自身の見解によると「約束は守らねばならない」とのルールは、客観的原則として国家の意思とは独立して国家に直面する。かかる見地からすると、フエアドロスとケルゼンが提唱し、アンジロティが採用した見解たる「約束は守らねばならない」とのルールは、原始的な仮設であつて、法律的には立証できないとか、またはカヴァリエリーのごとく右のルールに慣習国際法のルールを発見するということは、重要性のないことである。理由はそ

のいづれの場合も、このルールが現実の作用において国家の意思とは独立して、国家に直面するからである。またこのルールが法的なものたると、法以前のものたると、それが法的構造の問題か、国家の現実の慣行と法的確信によつて、法則化されたものかは問題でない。その結果は同じであるからとの主張である。

カヴァリエリーは「約束は守らねばならない」とのルールそのものの拘束力も、国際慣習法によるものだ、とラウター・パハートとちがつてケルゼンと同一見解をとつてゐる。しかしど・フィッシュエルはカヴァリエリーとショツルップが「約束は守らねばならない」との規範を、国際法の拘束力の基礎としながら、これを「国際慣習法の一部」とすることは誤りだと反対し、法に固有な規範的見地は、これを説明的な見地から区別するよう注意すべきだとのべ、後者は社会学および政治学の立場だと付言している。シャイエーによるところの「約束は守らねばならない」とのルールは「ローマ私法」に起原をもち、それが国際法に輸入され、国際条約に適用されるに至つたものと教えてゐる。

## 第一節 慣習国際法

第一種の国際法たる慣習国際法に関しては、先づ「慣習」の定義を与える必要がある。慣習の成立には二つの条件が要求される。第一は一定の行為が相当の期間（必ずしも長期たることを要しない）国家間の関係に繰返される」とであつて、それだけの段階においては「慣行」または「慣例」(practice, usage)にすぎないので、それが慣習に進行するためには、第二の条件としてその行為が権利の行使または義務の履行たる「確信」の下に繰返されることが要求される。若干の学者は、慣習が法的規範を「創造」することを否定し、慣習は法的規範の「存在の証拠」にすぎないと見解をもつてゐる。この説によると慣習は宣言的性格のもので、建設的性格をもたないと解釈である。国

際司法裁判所規程第三八条に「法として受諾された一般的慣行（practice）の証拠としての国際慣習法」とあるのは、かかる学説に支配された結果たることは明白である。

ケルゼンの分析によると慣習は法を創造するものではなく、法的規範の「存在の証拠」にすぎないとの国際司法裁判所規程の理論は、この規範が慣習以外の事実によって創造され、法の真の創造者は慣習の背後に立っている」とを予想されるが、しかばその眞の創造者は誰なるか。この問題に対しても二つの回答が与えられている。第一の回答は一九世紀のドイツにおいて極めて有力であった歴史学派の理論であつて、国法は「国民精神」（Volksgeist）によつて創造されるとの主張である。慣習とは人間が通常一定のルールに従つて行動する事実を指すのであるが、そこには国民精神という眼に見えない神秘的な活動の産物としての一般的な法規範が既に存在するとの主張である。それがためこの学派の最も顕著な代表者フォン・ザヴィニーは、終始一貫、國家の立法的機能を否定していた。

第一の回答はフランスに行なわれた社会学的法理学派の与えたもので、「眞の法」すなわち「客観的な法」（droit objectif）は「社会連帶」（solidarité sociale）とよぶ事実によって創造されるとの主張である。この学派の典型的代表者レオン・デュギーによると実定法を創造するかに見える、いかなる行動または事実も、それが立法であれ慣習であれ、法の眞の創造者ではなく、事前に社会連帶によつて創造された法規範の宣言的陳述にすぎない。従つて社会連帶の産物たる「客観的な法」に合致しない実定法は、有効なものになるチャンスをもたないというのである。

しかし「国民精神」の存在も「社会連帶」の存在も、科学的方法では立証することはできない。両者とも社会形而上学の仮定論であつて、その目的は主観的価値判断に基く道徳的政治的仮定を、客観的に有効な原則として提唱したものである。この点において、法の眞の創造者としての「国民精神」に関するドイツの理論も、「社会連帶」に関するフ

ランスの理論も、一七、一八世紀を通じ支配的法哲学であり、また現代の法思想に対しても、なお、若干の影響力をもつ「自然法理論」（ケルゼンの最も排斥する思想）に極めて類似している（この自然法理論によると、実定法（慣習と制定法）の背後または上部に、「自然」（人間の性質、社会の性質、事物の性質すら）から推理されうる絶対に正義にかなつた法が存在する。この自然こそ最高の立法者として、真実にしてかつ自然的な法を創造する。この自然法こそそこからすべての実定法がその有効性を引出すのである。故に実定法の源泉たる「慣習、立法、条約」は眞の法を生産することはできず、ただこれら三者の生産物が拘束力をもつ場合に法を「再生産」しうるのみである。自然法理論が法実定主義と対立する点は、これらの法の源泉の性格に関するものであつて、法的実定主義（ケルゼンの採用する主義）としては、慣習、立法、条約の三者のみを法の創造者と主張するのである。

筆者註。ケルゼンは一九四九年出版の「法と国家的一般理論」と題する著書の付録として、「自然法理論と法的実定主義」なる、一四五ページの哲学的大論文を発表している。

ここでケルゼンは自然法理論に対する荒廃的否定論を開拓するのであるが、それによると自然法理論は自然に対し人間の洞察力、すなわち事実に関する人間の知識から、なにが正、なにが邪かに関する知識を得しうるとの「幻想」に基いている。しかしながら、「ある」(is)ということから、なにが「あるべきか」(ought)を推論することは論理的誤りである。それがため極めて矛盾する諸原則が自然法のルールとして自然から推論されている。そのルールなるものは実はその主張者たちの道徳的政治的信条にしたがつた、それぞれ異なつた格言(maxim)以外のなにものでない。だからいかなる立法者もかれらの活動においてかかる格言に従うことを決意するのは理の当然である。故にグローティウス、ペーフェンドルフ、ヴァッテルなどの学者たちによつて、国家または国際社会の性格から推論した

といわれる自然法として提唱された諸原則が、「諸國家の慣行」に「決定的影響」を与えた、それによへて「慣習國際法」が発達したことは全く理解できない」とである。

慣習國際法が創造される「事實」に関する問題に答えるに当り、換言すれば一般的國際法それは慣習國際法だが、その基礎を構成する「事實」を示すに当たり、近代の学者は自然法理論とほとんど異ならない見解を主張している。すなわちかれらは慣習國際法は諸國家の「共同合意」によって創造されると主張し、その合意に関し「明白な表示」(manifest expression)がないので「暗黙の合意」(tacit consent)“があつた”と仮定(assume)するのである。しかし「かかる合意が現実に、すべての国家によって与えられたとの仮定は、政治的な作り話」であることは、国民精神や社会連帶が法を創造するとの仮定と全く同一性格のものである。そのわけは慣習國際法が、國家の合意によって創造されると解釈しうるがためには、問題の「慣習」がすべての国家の行為によって形成されたことを立証しうるか、または問題の慣習の樹立に、ある国家がそれ自身の行為によって、参加したことと立証しうる場合においてのみ許されることだからである。

しかし國際法はかかる「証拠」を要求していない。そんな証拠は一般的國際法が、かつて法を創造する慣習の樹立に参加する機会をもたなかつた国家に適用される場合には、すべての場合排除されている。海岸をもたない内陸国が新たに領土をえて海洋国になつた場合、それまで海洋に関する慣習國際法を適用する機会をもたず、また海洋に関する慣習の形成に参加する機会をもたなかつた国家が、海洋国になつた瞬間から海洋國際法に拘束されるとみなされていふことは、慣習國際法の規範がこれに拘束されるすべての国家によって創造されたものでないことを立証する。更に顕著な事例は新興国であつて、新興国が一般的國際法のすべての規範を創造する「慣習」の樹立に参加する機会をも

たなかつたことは明白である。故にもし新興国が建国の瞬間から一般的慣習国際法の規範に服従するものとすれば、これらの規範は「すべての国家の共同合意」によって創造されたものとはいえない。一般的慣習国際法の規範を創造する「慣習」は必ずしも「すべての国家」の「長期」にわたる「慣行」たることを要しない。「多数の國家」（それには権力、文化その他の点において重要性ある国家を含む）の長期にわたる慣行で十分である。故に慣習法は国際社会のすべての構成員の共同合意によつて創造されたものとは解釈されえない。しかし国際法はその創造に参加しない新興国が、建国以前から存在する慣習国際法に拘束されることを「承認」した場合にのみ拘束されるものと仮定しうる。国際法は新興国が国際法上の意味における国家たるがためには、古い国家によつて「承認」されることを要求しているが、国際法が新興国を拘束するがために新興国による国際法の「承認」を必要としていない。故に国際法は新興国がこれに拘束されることを承認しない場合においてすら新興国に適用される。国際法がある国家に適用されるのは、その国家が「国際法を承認」した場合に限るとの説明は、国際法の規範に基礎をもたない。それは「国際法も国内法との関係」に関する一定の見解を基礎とする「仮定」である。その見解によると国際法は「国内法の一部」としてのみ拘束力をもつとの主張だが、この見解はアングロ・サクソンの法哲学に行なわれている理論であつて、法の有効性の基礎は「国家の意思」にあるとの主張であるが、不可能なことではない。しかし国際法が現実にすべての国家によつて承認されているとの仮定は、作り話である。もし国際法はこれを承認した国家のみを拘束すると仮定すれば、かかる「承認の証拠」のない国家に国際法を適用することと両立しない。それはまた国家は国際法の「不承認」または承認の「取消」によつて、国際法の適用を阻止しうることを認めることがある。

しかば慣習国際法の有効性の理由はなにか。なぜ慣習国際法のルールは拘束力をもつのか。二つの理論がある。

第一の理論は慣習国際法の拘束力は最終的には「国際的慣習は法を創造する事実」であるとの「仮設」(hypothesis)または「基本的仮定」(fundamental assumption)にあるというのであって、この仮設は「基礎的規範」(grundnorm)である。これは実定法上の規範ではない。人間の意思による行為で創造されたものではない。それは国家の行動を法的に解釈する法学者によって仮定されたものである。第二の理論は慣習国際法が有効な理由は、その規範に拘束される諸国家によって「承認」または「合意」されているからというにある。しかし、この理論によると有効性の理由に関する限り、慣習国際法と条約国際法との本質的差異がなくなる。条約は当事者の一致によって創造された規範に合意したために拘束力をもつてあるが、しからばなぜ「共同合意」とか「合意」のみが当事者を拘束するのか。この理論の基礎を成す基本的原則は個人間の関係においては「自由」の原則、国家間の関係においては「主権」とよばれる原則にある。この原則は通常「自然法」のルールとして提示され、それによると「個人」はかれ自身の「意思」のみに拘束されるのであって、その理由は個人はかれの性格そのものによって「自由」だから、かれ自身の意思に反して個人を義務づけることはできないからというにある。故に個人が他の個人と共同生活をし、相互間の行動を規整する必要ある場合、社会秩序を樹立しうる唯一の途は、自由な個人間に結ばれる「契約」である。かれらがこの契約に拘束される理由は、この契約がかれらの「共同合意」に基いているからである。これが個人的自由の思想から推論された「社会契約」の理論である。これは自然法理論の本質的要素であって、フランスの哲学者ジャン・ジャック・ルソーによつて古典的な形式で提示されている。

この理論はこれを国家と国家相互間の関係に適用する場合、国家はその性格そのものによつて「主権者」であるから、国家が「合意」した規範にのみ拘束されうるとのドグマとして提示される。それは国家相互の行動が問題になつ

た場合には、「条約」によつてのみ拘束されることを意味する。

この理論と慣習国際法の存在とを調和し、国家の主権なる思想を維持せんがためには、慣習国際法は国家が直接または間接に「承認」した場合にのみ拘束力をもつとの仮定が必要になる。換言すれば一般的慣習法の拘束力は国際社会の「全構成員」の共同合意か、または全構成員が「暗黙」に加盟した条約に基礎をもつとの主張と同じことになる。自然法理論が国内社会たる国家は、個人が自発的に加入した社会契約に基くと主張すると全く同様に、国際法学者の大多数は「国際社会」は契約、すなわち国家の共同合意に基くと主張する。この理論によると慣習国際法の基礎的規範は、条約国際法の基礎的規範と同じものになる。換言すれば、自然法のルールとしての「約束は守らねばならない」との原則が、国際法とよばれる全法的制度の基礎的規範として役立つのである。この理論の本質的機能は、国家はかれ自身の意思によつてのみ、法的に拘束されうるとの原則を主張するものである。かくしてこの理論は国家の「主権」なるドグマを主張する。

この理論は社会契約なる古い自然法理論の変種にすぎないので、「国内法」の分野においては遠づの昔に放棄されているが、「国際法」の分野においては依然として適用され多くの著名な国際法学者によつて主張されている。この理論がその基本的仮定とする「国際社会の全構成員たる国家の共同合意」は、自然法理論の「社会契約」と全く同じ作り話である。「国際法に服従する国家が、国家それ自身の性格によつて、『主権者』でないことは、国内的法秩序に服従する個人が、かれら自身の性格によつて、『自由』でない」とこと同じである。

国家の共同合意を国際法の基礎とする理論を主張する若干の学者たちも、一般的国際法がかつて明示的にも暗黙的にも、それに合意していない多くの国を拘束しつつある事実に気付いた結果、かれらの理論を「修正」して、「共同

「合意」とは国際社会の圧倒的多数の「暗黙の合意」を意味するにすぎないとし、「不同意」な少数国はなんら重要性のないもので、全体としての国際社会の意思を求める者の見解からは消え去るものだというのである。この説はルソーが「一般的意思」(volonté générale) や、「全員の意思」(volonté de tous) を区別し、「多数の決定」をもって「全社會」の意思と解釈せんとしたことを想起させる。ルソーはこれによつて個人は「一般的の意思」に服従するけれども、かれが多数に反対して投票した場合でも依然として「自由」たゞの「幻想」を維持せんとしたのである。しかし社会のただ一員といえども、合意しなければ、そこには共同合意はありえない。だからすべての個人は「自由」だと主張することとは作り話である。実際には不同意の者は「消え去つて」はいないのである。圧倒的多数が合意したのみで、共同合意があるとの説明も、すべての国家は「主権者」だと仮定も、作り話的である。

国家は国際法が自國を拘束するものとして、これを承認した場合にのみ、これに拘束されるとの仮定は、確かに可能である。それは恰も個人がかれを拘束するものと承認した場合にのみ国内法に拘束されるとの仮定が可能であると同様である。換言すれば「国家が『主権者』、すなわち『最高の法的権威者』だ、との仮定から出発することが可能なことは、個人が『自由』だから、かれ自身の意思によってのみ拘束されうる、との仮定から出発しうると同様である。」しかしかかる仮定のすべての結果を受諾する学者は殆んどありえないと結んでいい。

ラウターパハトによるとなぜ「合意」が拘束力をもつかの問題があるが、法の最初の源泉の有効性に関する問題に対する回答は、おそらくそれ自体、法的なものではありえない。その有効性は法的提案としては立証できない。それは「最初の仮説」(initial hypothesis) いふばれる非法的考慮を基礎として採用されたものと関連して仮定しなければならない。この最初の仮説なる理論は、ウイーン学派の創立者ケルゼンによつて国際法の基盤として明瞭に定式化された

ものである。

ラウター・パハトはまたウエストレーキが国際法の基礎を「人間の社会的性格と人間の物質的および精神的環境」においていたことは、セルが「法的秩序の上部には、その順守を絶対的必要事として立法者に押付ける、生物学的法則の総和と考えられる自然の秩序が存在し、立法者の任務はこの法則を法的ルールに移すことにある。この生物学的法則と法的ルールとの一致が法の有効性の本質的基礎」だとの主張と比較することは興味あることだと述べている。

ケルゼンの弟子で友人たるヴィーン学派の同人クンツは、慣習を「暗黙の約束」(pacuum tacitum)と解釈することとは、グローティウスからヴァッテルに至る初期の国際法学者が提唱し、二元論者(国際法と国内法とは別個の法との主張者)が復活した理論であるが、これは全く作り話的性格の解釈であって、諸国の慣行とも公然と矛盾し、圧倒的多数の国際法学者によって拒否され、支持できないと強く主張している。

ブライアリーは「合意」が法的義務の基礎でありうるとの理論は、遠くローマ法に発見できるが、グローティウスが單なる「合意」は法的義務の終局的源泉になりえないと主張した眞実の重要性を無視することは許されないとのべ、ソーモンドが国際法は主権国がかれら相互間の取引において順守することに「合意」したルールから成っているとの定義をかけ、イギリスの著名な四人の裁判官が「合意説」の判決を下していることを援用している。

ブライアリーによると合意理論を最高度に体系化した形態は、国家の「自己制限」に関するヘーゲル理論を近代の学者、特にイエリネックが展開したものだし、それによると国家の特殊機能は「自己決定」(Selbststimmung)を行いうることであって、この機能は「自己制限」(Selbstbeschränkung)なる他の機能をも含んでいる。この自己制限機能によって国家は対内的と対外的との双方の問題に対し自己のために法を創造することができる。国家はこの機

能によつて自己自身を自己自身のつくつた私法に服従せしめうることもできれば、国際社会に加入することよつて自己自身の意思を拘束することもできる。かくして国家は精神的な力から物理的な力に変質せしめられ、その意思は無制限な権力から法的な制限された権力に変質せしめられる。この見解をとる多くの学者は「自己制限は制限にあらず」とみなしているので、国際法は外部から国家に押付けられた、なにものかではなく（押付けは国家の性格と両立しない）、それは国内法の一部門であつて、シオルンのいづ「対外的公法」(äusseres Staatsrecht) にすぎないとし、国際法が国家を拘束する理由はこれのみだとの主張である。

トリーペルがかれの名著「国際法と国内法」に展開する理論によると、国際法のすべてのルールは条約的ルールたると慣習的ルールたるとを問はず、その源泉は諸国家の「共同意思」(Gemeinwillen) にあるとし、その共同意思是協定 (Vereinbarung) の形式で表現される。トリーペルのいづフュラインベールングなる思想はこれと混同されやすい「契約」(Vertrag) と厳に区別しなければならない。前者は「同一内容をもつ異なつた意思の融合」（たとえば会社設立の協定）であるが、後者は「利益を異にする者の一致であるが、相反する内容をもちながら対外的目的を一にある意思の表現」（たとえば売買契約）である。しかしそのフュラインベールングがいかにして拘束力をもつかの問題に対しても法的回答を与えていない。トリーペル自身も「人間は常に到るとして、法そのものの拘束的性格を、法的に説明しえない一点に到達せざるをえない。法の有効性の基盤は法の外にある」と考えていた。フライアリーはトリーペルのこの言葉は嘉言だが、トリーペル自身が与えた「すべての法は優越的意思 (volonté supérieure) の声明」との定義と両立しないとしている。しかしトリーペルは国際法がその拘束力を共同意思 (Gemeinwillen) から推論しうるわけは、その意思が国家自身の意思ではあるが、その国家自身の意思のみでないからというのである。しかばう

のフェラインバルングに参加した国家が、そこから脱退できるかと問えばその回答は困難であって、「もし国際法のすべてのルールが、それを一方的に否認する国家にとって効力を失うものとすれば、国際法はもはや存在しなくなる」。しかしトリーベルも現存のすべての国がフェラインバルングの当事者たることの立証は不可能なことを認め、若干の国家を拘束する特定的国際法（条約国際法）のみとしている。ケルゼンが「トリーベルの理論は国家の『自己制限理論』の敷衍にすぎない」と批判したことは注目に値する。ブライアリーはトリーベルが「法の有効性の基礎は法以外にある」との言葉は深遠な真理だとし、もしわれわれの直面する問題に対する説明が「法的」でないとすれば、それはどんな性格のものかと問いかけ、その回答はウイーン学派の学者たちが鮮かに取扱っているとし、それによると法のいかなるルールの有効性も、そのルールの創造を支配する他のルールに依存し、最後はに不可避的にすべての「下級な規範」の有効性が、推論されうる「最高または基本的な規範」に到達するというのである。いわば法的大建造物の「頂点」を構成する規範の性格いかんを質問しなければならなくなる（筆者註）。クンツはこれを「法のビラミッド」(Stufenbaudes Rechts) とよんでいる。その基本的規範はケルゼンにとっては「仮設」にすぎないが、同じウイーン学派の一人フエアードロスはこれに反対し、「仮設」とは言葉の厳格な意味では「経験」によって立証さるべきであり、また立証されるものだが、「基本的規範」はいかなる場合も実在によって立証されえないとして、それがためかれは「その真実性が経験の科学に用いられる他の方法によって立証されねばならない原理」と呼ぶべきだと主張している。ブライアリーは最後に法学は必然的に法と道徳との区別を主張するが、それは法と道徳との「関連性」こそ、両者の「区別」より遙かに重要性をもつことを忘れがちだからである。法を守る義務の最終的基盤は道徳以外のなものでもありえない。マッキーヴィアが「われわれが法を守るのは必ずしも法そのものが正しいと考えたからではなく、

法を守ることそのものが正しいと考えたからだ」といったのは、法の内容を構成するものが道徳のルールだからであるとし、「プライアリー自身は「私自身にとっては、自然法理論の近代的復興が、法学のために希望に充ちた景観を開いたかに見えることを告白する」と結んでいる。

シャルル・ルソーによると国際的秩序においては、国内的秩序における」とく、法の基礎または法的規則の起原に関する問題は、二つの思想を生んだ。すなわち意思主義（volontarisme）と客觀主義（objectivism）とがそれであつて、第一の意思主義によると、法的ルールを人間の意思の産物とみなすのである。この意思主義的構造による」と、国内法は市民の同意におかれているので、国際法は国家の合意を基礎としている。この主義は学術的には二つの方向に発展している。一つの方向はイエリネックの「自己制限説」であり、他の一つはアンジロティとトリー・ペルの集團的意思説または協定説（Vereinbarung）であつて、国際法は国家意思の複数が、一つの共同意思に融合して生れると、主張するのである。

第二の客觀主義理論はこれに反し、法的ルールの起原を人間の意思以外におかんとするもので、たとえばケルゼンやフェアドロスの「ときオーストリア学派は、「規範主義理論」を唱え、すべての法のルールがそこから流れる「基本的規範」におくか、またはセルビアリティスの主張する」とく「社会的事実」、すなわち個人それ自身に課する「強制」におくかである。

実際のところ、法の基礎を探求する問題は、本質そのものによって「法以外の問題」である。なぜならその基礎は、法の外に位置を占め、それがため法学者の調査の手が届かないからである。法の拘束的性格の基礎は、実定法とは関係のない法道徳と、社会学の考慮によつてのみ論証されうるのである。

なお、国際法と国内法との関係、という極めて重要な問題に關し、ルソーが「」にいう「意思主義」の思想が、いわゆる二元主義（国際法と国内法は二つの異なつた法体系との主張）に赴き、「客觀主義」の思想が、一元主義（国際法と国内法は一つの法体系との主張）に走る、と付言しているのは興味深いことである。

## 第二章 基本的権利説

### 第一節 ケルゼンの否定説

一八、一九世紀に廣く行われ今日もなお若干の学者によつて支持されている見解によると、すべての国家は国際社会の構成員たる資格において若干の基本的権利をもつてゐる。これらの権利は他の国家の権利のことく一般的慣習国際法または国際条約によつて規定されたものではなく、國家の性格または国際社会の性格に起原をもつてゐる。しかもこれら的基本的権利を構成する規範は、実定国際法の終局的基礎または源泉を構成するものと想像され、慣習や条約によつて創造された実定国際法のルールよりもより大きな拘束力をもつといふのである。国家の基本的権利なる思想は、「自然法の理論」を国家間の関係に適用したものである。自然法の理論によると個人は実定的法秩序とは独立して、若干の権利を一般的な自然、特に神の創造した自然（筆者註。アメリカの独立宣言には「自然の法と自然の神の法」とある）から、直接推論できるといふにある。だから問題の権利は神の意思によつて規定されたごとく見える。しかしこれらの権利が推論される「自然」とは、主として「人間自身の性格、特に人間の理性」と考えられ、そのためこれら

利は、実定的法秩序が人間に与えた権利と対比して、「生得の権利」とか、「固有の権利」とよばれている。時として人間の基本的権利の真の源泉は「人間と人間との関係の性格、社会の性格」だとも考えられている。大多数の自然法学者によると、これらの権利は「自由、平等、財産、自己保存」だとある。

しかし自然法理論の偏見なき分析によると、自然から権利を推論することは不可能である。理由はある個人の権利は他の個人の義務を前提とするが、自然（それは因果法によって決定された事実の複合）は義務を課しえないので、人間に権利を与えることはできない。「自然の認識は因果関係における事実の認識を意味する。因果関係の原則によれば、必然的にそうでなければならぬか、または多分そうであるだろうことだが、なにごとかが『ある』(is)といふことから、決してなにごとかが『あるべき』(ought)こと、すなわち一定の方法において行動する義務または権利は伴わない」のである。「ある」の世界から「あるべき」の世界に進むことは、論理的結論の途においては不可能である。義務と権利とは規範的秩序の存在を前提とする。この規範的秩序は「人間の行為」によってのみ樹立できる。人間のみが規範すなわち人間を義務つけ権限づけるルールを創造できる。人間の行動が「意思」とよばれる精神現象によつて引起されるものと想像される限り、規範は意思という行為によつて創造されるとみなされる。規範を創造する人間の意思是、意識的に規範の創造に向けられた行為に自己を表現する。自然は「意思」をもたない。自然是意思を賦与されているとの思想、すなわち自然が義務を課し権利を与えるとの思想は、事実に関する科学的解釈というよりも、動物生活の根源は靈魂にあるとの神話である。超人間の意思の行為を説くことは人間の科学、特に法的科学を超越する。

権利は常に人間の行為によつて樹立された規範的秩序によつて規定される。すなわち道徳に関する実定的制度によ

るか、または実定法によつたものである。故にもし「自然権」なるものを主張せんとすれば、これらの権利が本当に実定的秩序によつて規定されているものか、規定されていないものの二つの可能性を区別する必要がある。もし前者であればこれらの権利を自然から推論した「自然権」とか、「基本的権利」ということ自体が、科学的に正しくもなければ意味もない。もし後者とすればそんな権利を規定せよといふ立法者に宛てた「公理」(postulate)たる性格をもち、その公理は法の分野においては、憲法の改正か、革命かによって実現されうる。なおケルゼンは別の個所において、「革命とクーデターは、国際法による事実」だとし、国内法秩序の有効性の理由を決定するに当つては、「国際法が、国内法の創造を規整する」との主張を展開している。

かくの「」といわゆる国家の基本的権利は、それが慣習法の性格をもつ一般的国際法によつて規定される限りにおいてのみ、国家の権利であつて、これが法的実定主義の見地から支持できる唯一の理論である。しかるに主義としてこの見解をとる学者すら、国家の基本的権利を「国際的人格」(international personality)としての国家の性格から推論せんと試みるが、これは自然法理論に後退する」とである。国家の国際的人格とは、一般的国際法が国家(実は国家の機関としての個人を意味する)に義務を課し権利を与える」とを意味するにすぎない。国家はそれが国際的義務と権利との「主体」であるがために国際的個人格である。しかしそのことはこれらの義務や権利の「内容」には触れていない。法的個人格なる思想は全然形式的思想であるから、国家が国際的人格たる事実から、一定の権利を推論することは不可能である。その権利とは国家の法的平等権、尊敬(威儀)権、独立権(主権)(筆者註:マックス・フォーバーは国際司法裁判所の判決において「主権は国際関係においては独立を意味する。独立とは地球表面の一部において他国を排除して国家の機能を行う権利」だとのべている)、存立権(自己保存権)、他国からの不干渉権、管轄権などであつて、通常国家の「基本的権利」といわれてい

る。

そんな権利を国家の国際的人格から推論せんとする思想は、国家は人格すなわち「権利の主体」として、国際社会に加入する以前から存在し、自発的に国際社会に加入するが、これらの権利特に「平等権」と「独立権」（主権）は、これを「保留」する条件の下においてのみ加入するとの仮説を前提とする。しかし国際社会に加入することは国際法に服従することを意味し、それはまた自然的自由すなわち国家の主権に若干の制限の加えられることを意味するが、国家が国際社会に加入して「主権の制限」に同意することは、他の国家もかれらの主権に同一の制限を受諾する条件の下においてのみと想像される。この見解の本質的要素は国際社会は国家の「共同合意」に基くとの思想すなわち国際社会の全構成員の「契約」に基くとの理論である。この理論は国際法学者の間に広く行われ、国家の基礎に関する自然法理論と全く同一性格のものである。この理論によると人間は「自然の状態」(state of nature)においては「自由で平等である。この自由で平等な個人がかれら相互の行動を規整する社会的秩序に関する協定に「同意」した事実によって国家が発生する。各個人は他のすべての個人のために、自発的にかれの「自由」を制限する。但しそれは他のすべての個人も同様にかれらの「自由」を制限することを条件とする。これがいわゆる「社会契約」(social contract)であるが、そんな事件は歴史上かつて行われていない。社会的秩序はそんな契約の結果ではなく、それは「権力と慣習」の結果である。個人が社会的秩序に拘束されるのは、かれがその社会的秩序に「合意」したからではなく、かれの合意なくとも、否かれの意思に反しても拘束される。個人は社会に生れ、出生の瞬間からその社会を構成する社会的秩序に服従させられる。故に社会契約理論は作り話であって、その目的は国家の起原を説明するがためではなく、個人がかれらに義務を課し権利を与える法秩序に拘束される事実を正当化せんがためである。この正当化は「平

等」と「自由」とが最高の価値たることを前提としている。人間がかれらの性格そのものによって、平等で自由であればこそ、かれらはかれらの合意に基く社会的秩序によつてのみ、拘束されうるというのである。

しかし人間はかれらの性格そのものによって、自由でもなければ平等でもない。たとえそうであったとしても、人間は法によって、かれらの合意なく、一定の方法の下に行動するよう拘束されている。

国際社会に自発的に加入する国家の「共同合意」を、その社会の基盤またはその社会を構成する国際法の基盤とする理論も同じ作り話によつていて、国家はその合意なく、否その意思に反しても一般的国際法に拘束される。国家は自發的に国際法に服従するのではなく、国家が国際法を承認すると否とに関係なく国際法に拘束される。いかなる国家も国際社会または国際社会を構成する国際法から脱退することはできない。国家が国際社会の構成員でない限り、換言すれば国際法がその国家に適用されない限り、それは「国家」ではなく、法的には不存在なものである。いわゆる国家の基本的権利なるものを、国際社会の性格または国家の人格とか性格から推論されたものとする場合、その権利なるものは国家が国際社会に加入する以前の「自然の状態」にあつた当時、一種の自然的国際法によつて与えられたものとの仮定である。しかしこの「自然の状態」によるとの国内法の理論は、作り話として遠い昔に放棄されたにかかわらず、国際法の理論にはなお意識的または無意識的に維持され、特に最も重要な基本的権利たる「平等権」と「主権」とに関して維持されている。

しかし平等権も主権も国家が国際社会に加入する際賦与される権利ではない。国家は一般的国際法がすべての国家に同じ義務を課し、同じ権利を与えた限りにおいてのみ法的に平等である。だがそんなことは事実ありえないこと明白である。「国家が法的に不平等なことは、国家間の関係を法的に規整することと、両立しないことはない」。現に締

約国の若干の国に特権を与え、他の国には与えない条約が存在するが、かかる不平等な待遇をうけても、国家たる性格を失わない。国連憲章は五大国に拒否権なる特権を与えていたが、一般的国際法によって樹立されているといわれる平等の原則を破つていない。憲章はかかる法的不平等を規定するにかかわらず、第二条一項において「すべての加盟国の主権平等」（筆者註：加盟国は主権と平等権をもつ意味）を宣言している。これは明かに「法のうちにおける平等」（equality in the law）ではなく、「法の前における平等」（equality before the law）であって、現実に平等でないにかかわらず、法理学が属性として国家または個人に帰する「平等権」を意味する。法の前の平等とは法を適用する機関が法の認めていない差別を行つてならないことであつて、法の適用をうける対象の「権利」ではない。時として実定国際法の若干の原則、たとえば「全員一致」の原則（多數決に対し）、一国は他国に対し「管轄権」をもたない原則、特に条約は「締約国のみ」を拘束する原則を、「平等権の結果」だとすることがある。これらの諸原則が行われている限り、「法のうちにおける平等」が仮定できる。しかしこれらの諸原則は重要な制限の下においてのみ有効である。

国家の「主権」なる基本的権利は、もし主権なる言葉をその本来の意味たる「最高の権威」（supreme authority）と解釈すれば、「そんなものはありもしなければ、ありえない」のである。国家は国際的権利の主体として、国際法に服従させられている。たとえ国際法が「国内法の一部」とみなされている場合であつても、服従させられている。故に「権利の主体としての国家」は、個人が国内法の下において主権者でない」とく、国家も「主権者」ではない。国際法の権威（それは国際社会の権威といつても同じだが）が、国家の「上部」に樹立されている。それは恰も国内社会（国家）の権威が、個人の上部に樹立されると同様である。もしもわゆる国家の主権を、国際法と両立するものとみなさんとすれば、「それはただ国家が、国際法にのみ法的に服従させられ、他の国内法に服従させられない」ことを意味しうるのみであ

る。もしそうだとすれば、主権を国家の本質的性格とみなすことができる。

もし主権が無制限な権力を意味するならば、国家に義務を負わせてその権力を制限する国際法と両立しない。かかる制限の程度は関係国が結ぶ条約によって千差万別である。しかばどの程度まで権力の制限をうければ、国家たる資格を失うかの問題に関しては、信頼すべき唯一の基準はその国家が「他国の国内法に服従しない」ことである。かかる服従のないことがいわゆる国家の「独立」を構成する。しかし国際法には服従するのであるが、国際法にのみ服従することを主権ということは正しくない。この意味における主権は国家の権利ではなく、それは国際法の下において国家が権利をもつ条件だからである。また主権は国家の権利であるとの思想は、この権利と「両立しない」国際機関の設立を阻止するために乱用されうるし、現実に乱用されている。たとえば人権保護に関する事件を管轄するとか、または条約当事国間の一切の紛争を管轄しうる国際裁判所の設立を妨げているがごときそれである。国家はかかる条約の締結を拒否しうるけども、そんな態度を主権によって正当化することはできない。また国際社会を構成する条約は、国家が一方的行為によって、国際社会から脱退する権利を与えていないにかかわらず、かかる法的権力を「主権」から推論する者があるが、かかる権力は主権といわれるものからは推論できない。

国際法は国家に対し他の一定の利益を尊重する義務を課している。国家の一定の利益は国際法によって保護されている。特に「領土的保全」の侵害は普通に「主権の侵害」といわれているが、この領土に対する侵害と、他の法的に保護された分野における利益に対する不法干渉との間には、「なんら本質的な差異はない」。かかる国際的不法行為は「主権」という誤解を招く言葉を使用せざるとも説明できる。

平等権と主権の外に、どんないわゆる基本的権利が存在するのか。たとえば存立権、尊敬権、他国からの不干涉の

権、管轄権などが存在するか否かに關し、國家は國際社會に加入するに當り、これらの諸権利を保留している、との作り話的仮定によつては回答できない。それはただ實定國際法の分析によつてのみ可能である。

## 第二節 ブライアリーの批判

基本的権利なる理論は人間がいまだ政治的社會または國家を形成しない以前に生活していたであろうと想像される「自然の狀態」(state of nature)に関する理論を出發点とするもので、この理論の目的は政治的社會または國家の成立を説明せんがためであつて、人間は自然の狀態における無政府狀態から脱却して法と秩序をもつ制度を樹立する」と合意したとの哲学である。「自然の狀態」なる思想に國家および法の性格に関する全哲学が包括されている。

この理論を國家間に適用すると、國家は個人が國家を造つて秩序ある生活をえた」とく、いまだ「超國家」を造つて國際間の秩序をうるに至つていよい「自然の狀態」にあるが故に、個人が自然の狀態において若干の生得または固有の権利を賦与されている」とく、國家も国家たる理由のみによつて、若干の基本的権利を賦与されなければならぬとの推論である。学者はそれらの権利がどんなものかに關し見解を異にしているが、一般的には自己保存権、独立権、平等権、尊敬権、交通権の五種をあげている。

この理論は歴史上極めて重大な役割を演じてゐる。ジョン・ロックはこの理論によつてイギリスの「名譽革命」の正当性を主張し、またロックのこの理論はアメリカに引継がれアメリカ独立宣言の哲学的基礎にされてゐる。やがて海を越えて再びヨーロッパに帰つてフランス革命の指導的的理念になつてゐる。だが今日ではどんな政治学者もこの理論を政治關係の眞の哲学とみなす者は殆んどなく、況んやこの理論を國際關係に適用するにはより大きな抵抗があ

る。この理論は個人でも国家でも、かれらが社会の構成員たることから推論された若干の原始的権利を、その社会に持込むことになっているが、それはこれらの権利から社会の「法的制度」が形成されることを意味する。しかしそれは逆であって「法的権利」が効力を取得するわけは、「法的制度」の存在が前提でなければならない。法的制度までの法的権利でなければならない。

この理論は個人の場合は「人間の自由」の発展に大きな役割を果しているが、国際社会において要求されることは、個々の国家のより大なる「自由」ではなく、国家間の社会的紐帯の強化であって、国家相互間における「権利」の主張ではなく、「義務」の喚起でなければならない。この理論はまた国際関係の発達の可能性を否定することになる。そのわけは独立権とか平等権を国家の性格そのものに固有するとの主張は、国家がかかる権利をもつに至ったのは、歴史の過程における一段階にすぎない事実を看過しているからである。誰も知るごとく国家は近代まで独立とも平等ともみなされていなかつた。われわれはかかる発達の過程が止まつたと仮定する権利をもたない。国家は一つの「制度」(institution)であつて、國家の形態を固定した不变のものと考えるのは非歴史的であるのみならず、実際的理由からも不幸なことである。

ブライアリーは基本的権利の理論は「自然法理論」に基くとの理由からケルゼンの荒廃的否定説をうけているが、基本的権利理論の批判には二つの条件あることを指摘している。第一の条件は「基本的権利」または自然的権利の理論と、自然法そのものの理論とを同一視することを警戒しなければならないとし、前者は脱線行為(aberration)にすぎないが、後者すなわち自然法またはその名称のいかんにかかわらず自然法のことき原則は、法学者がいかに決然とかれの信条から追放しても「法の理論または法の執行」から、これを事実においても主義においても、排除するこ

とはできない。自然法理論は「法の発達に不可欠」なものである。「自然法主義（筆者註。ブーフェンドルフが定式化した主義であつて、ジェンティリーとズーチが定式化した「実定法主義」と対立しているが、更に両派を併合したグローディウスの「折衷主義」との三派に分れている）がその機能を放棄して、「自然法はすべての時代の、すべての法における創造的要素」ではなく、個人や国家の「反社会的権利」の不変な体系とみなされるに至つて、初めて自然法理論は法哲学から追放されると声明し、更に国家の基本的権利の理論は、個人の自然権のごとく、法の歴史におけるある段階において、有益な影響力を揮つていて忘れてならないと主張している。

### 第三節 ウエストレークの反対論

国家の基本的権利に関する理論の元祖はクリスティアン・ヴォルフ（一六七六—一七五六年）といわれ、ウェストレークによると國際法は他の何人よりもこの理論に関する限りではヴォルフから多くの恩をうけているとし、ヴォルフは国家は自己の破滅をさけうる手段になるものに対し権利をもち、またその手段がなければ自己を完成しえないか、またはその不完全に使用されるものを、さける権利があると教えている。しかし二つの国家がかれらの破滅をされるためか、またはかれらの完成を促進するため必要とみなすものが両立しない場合、この理論は平等の権利の衝突を來すのみである。それに対しヴォルフはすべての国家は自由であり、その自然的自由によつて、自身の行動の判定者たることが許されなければならない。それだから一国の権利にして他の諸国が当然返還すべきものは、後者の意思に反して強制してならないと教えているが、この見解は消極的義務のみが正義にかない、積極的義務は道徳の分野に追放されることになる。國家の絶対的権利（筆者註。基本的権利の意味）を認める大多数の学者は、ヴォルフの消極的結論を採用せず、か

れら自身の主張を、権利衝突の場合には権利の階級制度を改けて調和させんとしている。この制度はリヴィエーとボンフィスが行つた」とく、「自己保存権」をして他のすべての権利を吸収せしめるに至つて頂点に達する「リヴィエーは「自己保存権は主要な権利の首位にあり、それはすべての権利を要約したものだ」とのべ、「自己保存権と他国の権利を尊重する義務とが衝突した場合、前者が後者に優先する。個人はかれ自身を犠牲にする自由をもつが、政府は自己に運命を信託された国家を犠牲にすることは許されない。その場合政府は自分自身の安全のため他国の権利を侵害することが許されるのみならず、侵害せざるをえないものである。これは緊急事態による免除であつて、「国家理性」(reason of state) の適用であり、合法的な免除である」と説明し、ボンフィスは「実際のところ、国家にとっては単一な原始的権利、単一な基本的権利たる自己存立権があるのみ」と主張している。

基本的権利理論に関しウェストレークは「分配的正義」、それは哲学のある学派のいう自然法と、実際には同意義のものだが、それが個人または国家に対し、法的権利以外の権利を推論しうる唯一の源泉である。「ヨーロッパ文明の標準と形態に達した国家においては、個人の性格は正義に関するある法則に固定化されている」。たとえば「奴隸」は刑罰としての外は排除されることきそれである。故に個人的自由に対するがことき固有の権利がありうるのである。しかし「国家の性格は歴史の時代によつて変化されて來たし、将来も変化する。社会の進化は人間の進化よりも遙かに早く進行する」。故に国家固有の権利もそれが認められたとしても、比較的な定着程度をもつにすぎない。現に昔の自然法学者はかれらの原則が「あらゆる独立の人間集団」に適用あるものと考えていたが、今日(筆者註)一九一〇年の傾向は、國際法を「近代國家」とよばれるものに關係すると取扱つてある。おそらく国家はそれに固有な権利を賦与されることを、賢明とみなしうるほど、定着していないので、国家に關係ある各個の問題は、それぞれの特殊価値に基いて解決

すべきものだと結んでいる。

#### 第四節 条件付肯定説

オットベンハイムによると一九世紀の最後の二〇年まで、国際社会の構成員は、いわゆる国家の基本的権利を賦与されていることに、一般的な合意があった。かかる権利は、主として存立権、自己保存権、平等権、独立権、領土的最高権、領土を保有取得の権、善い評判の権がそれである。これらの権利は、国際社会が主権国をもつて構成されるのだから当然のこと、自明のことと主張されていた。しかしこれらの基本的権利の数、名称、内容に関しては全員の一致はない。かかる事態が、この問題全体に対する厳しい批判を招き、多くの学者たちは、基本的権利なる思想は国際法の説明から全部消滅すべきものだと主張しているが、それは正しいことと信じられている。しかし基本的権利なる誤った表題の下に、多くの善い正しい説明が、過去数百年間行われ、現実に多くの権利と義務が、慣習的に承認され、国際社会の構成員たることそれ自体から推論されている。これらの権利義務は、国家間の条約から発生したものでなく、国家が慣習的に享有し、ただ単に「国際的人格」としてこれに服従し、国際社会の構成員として、相互に与えたり受けたりするものとのべている。

ラウターパハートによると基本的権利なる思想そのものは、それがもし国際法を破るとか、または純然たる政治的主張とかの、掩護物として乱用されない限り、国際的人格の基本的権利を尊重し、これに対応する義務を顕著なものにすることを意味する。この理論がそんな役目を演ずる限り、基本的権利なる思想は有益であって、全然同じ意味の言葉の重複にはならないとある。

## 国際法が拘束力をもつ理由に関する説の分析と批判

## 参考書

- Kelsen, *Principles of International Law* (1952).  
Briefly, *The Basis of Obligation in International Law and other Papers* (1958).  
Lauterpacht, *The Function of Law in the International Community*.  
Oppenheim, *International Law* 8th edition, vol. I (Peace).  
Westlake, *International Law, Part I (Peace)*